



Title	近世ベトナム国家の異民族観の変容と越境者：内なる化外たる農人をめぐって
Author(s)	岡田, 雅志
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 2016, 50, p. 1-42
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/70028
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

近世ベトナム国家の異民族観の変容と越境者

——内なる化外たる儂人をめぐって——

岡田 雅志

キーワード…移民／山地民／民族認識／黎朝／阮朝

はじめに

遥かに聳ゆる山、遠くに流るる河

Non xa xa, nước xa xa,

いずれも鴻大なれば、かく呼べり

Nào phải thành thang mới gọi là.

此処にレーニン川、彼処にはマルクス山

Đây suối Lê-Nin kia núi Mác,

諸手に山河（国家）を打ち建てん

Hai tay xây dựng một son hà

——「雄大なるパックボー」(『ホー・チ・ミン選集』第一卷)——⁽¹⁾

唐詩の韻律を踏むベトナム語のこの詩篇は、ベトナムの革命の父ホー・チ・ミンが母国で革命運動を直接指揮するためにソ連から中国を経由して陸路ベトナムに入り、最初に根拠地とした高平地方^{カオパ}パックボーで詠んだものである。

バックボーンは中越国境にほど近い山村で、石灰岩の山並みと深緑の川面が織りなす風光明媚な景観は訪れる者に山水画の中に入り込んだかのような錯覚を覚えさせる。フランス植民地支配下（当時は日本軍の実質支配下）にある祖国を革命思想によってベトナム民族の手に取り戻すという目標を掲げたホーは、その強い決意を眼前に広がる雄大な自然と重ね合わせた（ベトナム語では山 *non*^{ノン} と河 *nuoc*^{ヌオック} を合わせると国家、国土を意味する熟語となる）。

この詩の中でホーによって革命家に因んだ愛称を与えられ、現在まで革命の聖地を訪れる人々が必ず立ち寄る観光スポットとなっている山川には、元々ファイアオ山、クオイミン川という名前があった。これはホーが話すベトナム語ではなくこの地に多く住むタイ系住民の言語である。ホーら独立運動家を待ち受けた困難は、強大な敵や無数の山川を抱える国土の広大さのみならず、そこに住む人々の言語・文化の多様性であった（現在五四の公定民族が存在する）。主要民族のキン族が居住する低地に対し、それを取り囲むように茫漠と広がる山地は、言語・習慣を異にする様々な山地住民の世界であった。国民国家として独立を果たすためには、かつて蛮族とみなしていた彼らをいかに取り込み統合するかが大きな課題となったのである。

そのため、国民国家ベトナム形成過程における民族認識・分類工作や少数民族との関係史にはベトナム内外に豊富な研究蓄積がある。⁽²⁾ 他方で前近代ベトナムの王朝国家が様々な異民族集団をどのように認識あるいは識別していたかについてはほとんど研究がない。⁽³⁾ そのような中でブラッドレー・デイヴィス [Davis 2015] は、植民地期の民族誌のもとになる情報と認識が一九世紀半ばに阮朝（一八〇二—一九四五）の地方官の手によって書かれた地誌の記述に確認できるとし、近世国家における民族分類についてはじめて分析を行っている。だが実際には阮朝に先立つ黎朝末期の一八世紀に書かれた『見聞小録』という史料の中に各種の民族集団に関する記述がすでに存在しているにもかかわらずデイヴィスは一切言及していない。

以前筆者も植民地期の民族分類の前提となる（一方で質的に異なる）ベトナム王朝の民族認識について言及したが詳細には触れられなかった「岡田二〇一四・四一五」。そこで本稿では、民族集団名として最も早くかつ頻繁にベトナム史料に現れる儂人を中心に王朝が民族集団をカテゴライズするようになる過程やその背景について考察したい。儂人は中国との国境を接する北部山地の各省に居住している現在の公定民族ヌン族（二〇〇九年時点で人口約九七万）の祖先集団と考えられている（バックボーンもヌン族の村である）。これまでヌン族のエスニシティ形成の問題についてはベトナムの民族学者の諸研究や、対国家及び民族集団間の関係の中で発生するアイデンティティポリティクスとしてとらえた「伊藤二〇〇三」などの研究があるが本稿ではあくまで儂人という集団の史料上の出現という現象とその背景を考察対象とする。

時代背景を考える場合、儂人をはじめとする集団名が記録されるようになった時期は、近年の東南アジア近世史の分野で注目されている時代と一致する。一八世紀から一九世紀前半にかけて、中国から東南アジアの辺境地域への大規模な人口流入により経済ブームが生じたとするいわゆる「華人の世紀」である。⁽⁴⁾ 南中国と陸上、海上の双方でつながるこの時期の北部山地についても、リ・タナ [Li 2010] や筆者「岡田二〇一二」により、中国からの移住者による鉱産資源などの経済開発と、中国市場と北部山地を結ぶ中国人商人の活動が山地社会に大きな影響を及ぼしたことが明らかになっており、さらにヴー・ドゥオン・ルアン [Vu 2014] は、華人の世紀がもたらした華人と山地住民との間のエスニシティと国境を越えたネットワークの存在を指摘している。また、山地住民の世界を「国家に捕捉されない社会技術を発展させた世界」（山地民の世界ゾミアと呼ぶ）として描いたジェームス・スコットは、国家が文明化の名の下に（行政コストを厭わず）辺境の山地世界を包摂しようとする真の目的は、山地住民の経済活動を国家財政システムの中で「読み取り可能 (legible)」な状態にし、課税、査定、接収の対象にすることであると断じてい

るが〔Scott 2009:45〕、北部山地の場合においても華人の世紀の活況の下、山地の富が国家の山地世界への関心を高め、そこに住む人々への認識の在り方にも大きな影響を与えたことは容易に想像できる。

本稿では、こうした時代背景及び山地社会史の研究動向をふまえた上で、国境をまたいで活動していた儂人を中心とする山地住民に対する国家の眼差しの変化を明らかにしてゆきたい。具体的には、まず、第一章で黎朝の基本法典『国朝刑律』の分析を中心に儂人が登場する以前のベトナム国家の異民族観の基本構造を確認する。続く第二章では、儂人がベトナム史料にどのような形で表象されているのかを、『見聞小録』に儂人を含む民族集団に関する記述が登場する背景とあわせて分析する。最後に、税制上のカテゴリーとしての儂人の位置づけを分析し、儂人の経済活動の実態と王朝によるカテゴライズとの相互関係を明らかにする。以上により、近世ベトナム王朝国家の異民族観の変容過程を明らかにすると同時に、山地住民に対する認識が変化する背景の検討を通じて、当時の中越境界の山地空間の実態の一端を浮かび上がらせることを目指す。

一 南の中華における異民族認識の構造

李朝から黎朝までのベトナム王朝（大越）は、王都ハノイを中心に早くから灌漑農業が導入され人口集積が進んだ紅河デルタを中心とする低地（以下低地とする）を基盤とする王国を形成した。紀元後一千年紀のほとんどの間中国支配の下に置かれていたベトナム北部から誕生した大越は、中国をモデルに国家形成し、文明としての中華世界を共有しつつ、北の中国と同等の南の中華の中心たんとする意識（「南国意識」）を醸成した〔古田一九九一、桃木二〇一一〕。そのような大越の人々にとって、低地を取り巻く北部山地に住む言語も通じない人々は蛮夷（であるべき存

在)だった。とはいえ実際には低地と山地との間には古来より密接な経済交流があり、政治的にも文化的にも両者の境界は曖昧であった。ベトナム主要民族の名称キン(京)には、多様な政治的・文化的圧力の波にさらされる中で、デルタに浮かぶハノイ(河内)を政治的な意味だけでなく文化的アイデンティティの砦としてきた自己形成の歴史が刻印されている。

こうしたベトナム型華夷秩序の形成過程については、「桃木二〇一一」が国内外の研究整理を含め詳論されているので繰り返さない。ここでは、当初はほとんど実態が伴わず脆弱な自意識が存在するのみだったが、黎朝が成立した一五世紀には「インドシナレベルで覇を競いうるベトナム王朝国家の地位と、対外関係を律する「華夷意識」の枠組みが崩れることは、もはやなかった」(一九四頁)ことを確認するのみにとどめる。

華夷意識の確立過程は、キンとしての自己規定及び周辺異民族との差異化の強化とも同期する。八尾「二〇〇二」によれば、一五世紀は山地の勢力が低地に入る波が起こった最後の時代であり(黎朝を建てた黎利はハノイ西南に位置する清化^{タウホア}地方の山地出身)、以降、山地と低地の文化的な差異は拡がり、ハノイの権力者の山の勢力に対する優越感^{キョウ}は固定していった。言い換えれば、外部者が流入しても、ハノイを中心とする京人の文化空間は維持され、今度はその外に居住する人々を蛮獠として差異化する構造が固定化されていったのである。そこには蛮獠をさらに分類しようとする発想は存在しなかった。

山地住民を蛮獠として文化的に外在化する華夷観念を形成する一方、前述の通り現実面では低地と山地は密接な関係にあったわけであるが、ベトナム王朝は山地住民をその支配空間の中にどのように位置づけていたのであろうか。それを確認するために、ここでは黎朝の基本法典である『国朝刑律』(以下『刑律』)中の蛮獠に関係する条文を分析する。⁽⁵⁾『刑律』は、中国律の体系と原理を継受しており(唐律をモデルとし、明律も一部参照追加)、ベトナムの社

表1 『国朝刑律』中の蠻獠に関する条文

J	I	H	G	F	E	D	C	B	A			
断獄四六 (七〇三)	雜律四三 (五九五)	雜律四一 (五九三)	詐欺一七 (五三二)	盜賊四二 (四五二)	盜賊四一 (四五二)	違制六八 (二六四)	違制六七 (二六三)	違制七 (二〇三)	衛禁二三 (七二)	章名・条番	原文	
諸斷監勾蠻獠訟、而不能就管監者、貶三資。雖犯毆罵勿論。即管監者詐稱蠻獠、違拒不爲追勾者、失所管監。	諸徵賦稅於蠻獠、不就於管監者、貶一資。即管監隱不奏聞、罰錢賞告者如律。	諸京人不得與蠻獠人負債。違者貶二資、其錢入官。	諸詐稱旨捕人而掠取財物者、流近州。徵索夷獠土物者、流外州、竝賠償一分。若緣公事而增索者、貶三資、賠償一分。詐宣召人、以取財物、徒犒丁。詐勾訟監、而掠人財物、徒象坊兵、賠償一分。	諸鎮蠻獠劫掠沿邊民戶者、依本劫法。所經鄉社不爲追捕者、以貶徒論。管監知而不禁、以徒論。失所監、故縱以規財者與同罪。	諸蠻獠相劫相殺者、減凡劫凡殺一等。即先和約者、亦聽。其管監妄索牛蓄財物而容隱者、以貶徒論。倍贓二分入官罰錢、賞告者如律。	諸管監民丁蠻獠自占所轄訟事、私使家人行帖追勾及脅以囚刑者、杖陸拾貳貳資。宗室二品以上罰錢壹百貫。家掾徒犒丁。若其人已奏申、而猶固執拒官監者、加參等、仍失所管監。路縣官坐視不奏者、以貶罷論。	諸管監民丁蠻獠自占所轄訟事、私使家人行帖追勾及脅以囚刑者、杖陸拾貳貳資。宗室二品以上罰錢壹百貫。家掾徒犒丁。若其人已奏申、而猶固執拒官監者、加參等、仍失所管監。路縣官坐視不奏者、以貶罷論。	諸藩鎮將帥赴本鎮州縣、妄索唱地錢者、貶三資、倍二分還民。宗室二品以上罰錢一百貫。罪其家掾騷擾者別論。即招論攻討化外蠻獠、而擅破內屬縣場、掠取人畜產財物者、以貶徒論。倍一分還之。	諸內外官司軍民及鎮場蠻獠、私自盟誓者、以流論。從者減壹等。謀行惡逆者、竝斬。即有事而先陳告所管者聽。	諸守關者、有將禁物度關而不禁、軍人徒犒丁。鎮人減壹等。官帖外所將餘物而不禁者各減壹等。故縱及自犯竝加偷搬罪壹等。若商販及蠻獠過關而索唱地錢者、貶貳資。倍壹分還之。	內容	唐律
保護	保護	保護	保護	適用	適用	保護	保護	適用	保護	-	C	明律
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	c

※1 括弧内の条番号は [Nguyễn&Ta 1987] に従う。

※2 唐律・明律の欄には [Nguyễn&Ta 1987] の付録 (vol.3) に載る『刑律』各条文と中国律との親縁関係を示した表の内容を記した。A (同一)、B (類似)、C (影響あり) に分類して評価されている。明律の小文字は対応条文自身が唐律の影響を受けていることを示す。

会慣習が反映された独自の内容を半数以上含むことが知られている。全七二二条の内、蛮獠（あるいは夷獠）に関する条文が一〇条含まれている（表1）⁶。この一〇条における蛮獠の現れ方については、蛮獠が法適用（刑罰）の対象（遵守主体でもある）となるものと、法により保護される対象となつているものに大別できる（表の「内容」欄）。蛮獠自身が刑罰適用対象となるのは、B、E、Fの三条あり、それぞれ以下のような事例である。

Bは私に盟誓を行うことを禁じた条文である。盟誓は本来朝廷のみで行われることが許される、臣下が主君に忠誠を誓う儀式であり「竹田一九六七」、朝廷を介さず「有力者が勝手に盟誓によつて私的紐帯を強化することは国家の秩序を乱すため設けられた条文であろう。本条で盟誓行為を鎮場（鎮は辺境に派遣された軍が管轄する地域で、黎朝後期には現在の省相当の地方行政単位となる。場は中国と同様に専売品を含む税物を納入される財務機関の出張所を意味し、蛮獠が貢納品を納める場所でもあると考えられる）の蛮獠が加わることを禁止しているということは、蛮獠と王朝のエージェントが日常的に接触する空間において両者が勝手に盟誓を行うことを禁じているということである。おそらく蛮獠間で行われる盟誓行為に適用されるものではなかったと思われる。

Eは蛮獠同士の殺人・強盗についての刑の軽減を定めた条文である。ゲン・ゴック・フィとタ・ヴァン・タイによる訳注では、外国人（化外）同士の犯罪は同類の場合は出身国の法を、異類の場合は国法を適用するという名例章第四〇条（「諸化外人、同類相自犯者、各依本俗法。異類相犯者、以法律論」）の、いわゆる唐律以来の属人法主義の原則の精神を準用したものと指摘する [Nguyen&Ta 1987:2256]。ここに化外人と蛮獠が区別されることがわかると同時に、化外の場合と異なり、蛮獠間の異類・同類が問題とならないことが注目される。また、和約（示談）が成立した場合は罪に問わないとする点に、山地首長の支配下にある蛮獠への律適用の限定性、消極性が表れているといえよう。

Fは鎮場の蛮獠が辺境地域の住民を襲った場合の処罰を規定する条文であるが、王朝の臣民が被害にあった場合に過ぎり蛮獠にも例外的に盗賊律を適用する内容となっている。

また、蛮獠が処罰対象となる条文ではないが、条文D・Jにおいては蛮獠が王朝官僚の裁判権の対象となること規定されている。⁽⁷⁾ただし、Eの条文から推し量るに、首長の支配下にある蛮獠全般が王朝裁判権の対象範囲と想定されていたとは考えにくく、前出条文Bの鎮場のような蛮獠と京人が接触をもつような空間に限定されていたのではないかと考えるのが自然であろう。

以上、王朝の法秩序の中に蛮獠が直接関係する条文を見てきたが、その他の保護規定の多くが地方に赴いた官人が蛮獠に接する際の禁止事項を定めたものであることからわかるように、蛮獠が国法たる『刑律』に言及されるのは、交易や貢納・徴税、軍事遠征などを通じて、京人（主に文武の官人）が辺境の住民と関わる機会あるいは空間における場合に限定されているということができよう。そもそも七二二条中わずか三条にしか蛮獠が処罰対象として明記されていないことを考えても、首長支配下にある「一般」蛮獠は原則としては律の適用対象外の存在であったことは明らかである。⁽⁸⁾その一方で、国家の基本法典である『刑律』に蛮獠が表れることは中国律には見られない特徴であり、大きな意味があると考えるべきである。⁽⁹⁾『刑律』中の蛮獠に関わる条文は、基本的に中華の法支配の外縁に存在する人々としての蛮獠の位置づけを表すと同時に、活発な経済交換や辺防などを通じて蛮獠が王朝（に関わる人々）にとって重要な存在であったことを示しているのである。

もう一点、ベトナム王朝国家の華夷意識における自他の差異化と異民族観の問題を考える場合に重要となるのは自他を区切る境界認識である。諸蛮国に君臨するという帝国観念「桃木二〇一一・一九二」を自己主張することができた西方、南方については、曖昧な領域認識しか存在しなかったが、中国というもう一つの中華が存在する北方にお

いては比較的明瞭な境界認識が存在したとされる「古田一九九一」。こうした方面による境界認識の差異は京人以外の世界に住む人々に対する認識にも影響した。西南方については、蛮獠の世界と外国とはほぼ同義となるが、蛮獠の世界を無限に広げることができない北方においては、政治的境界の外側の人々はただの蛮獠ではなく「化外（の人、民）」となった。そのロジックを明示する史料はないものの、国境の向こうは北の中華の教化が及ぶ（べき）空間であるから、南の中華の教化の及ばぬ「化外」となると考えられる。⁽¹⁰⁾

以上のような華夷観念及びそれに基づく境界認識を背景に、黎明前期には周辺の諸民族のことを、漠然と山蛮や蛮獠、蛮人などと呼んでいた。自らが中華として振舞うための蛮獠の存在は、いわば自己を参照するための媒介的存在であり、そのため『刑律』に見られるように、蛮獠の中身はほとんど問題にならず、また蛮獠の住む世界と外国（化外）との区別も、もう一つの中華が存在する北方にしか存在しなかった。京人にとっての内外の別の根幹をなしていた中国出身者に対する客人、北人、呉人などの呼称を除き、領域内の人間集団を文化的属性などによって区別することは基本的にはなかった。⁽¹¹⁾それが一八世紀になると史料上に儂人をはじめ国内の非キン住民を区分して識別する例が見られるようになる。次章ではその過程と背景について検討してゆきたい。

二 儂人と越境

（一）中国の儂人、ベトナムの儂人

一八世紀の著名な黎朝の文人官僚黎貴惇が著した『見聞小録』巻六封域には、「宣光處有諸種人、一曰……」という書き出しで宣光地方トエンクワンに居住する様々な「種人」⁽¹²⁾の名称が、集団の説明とともに列挙されており（表2）、前章で述

べた京人と蛮獠（及び化外人）という中心から外縁に広がるベトナムの中華的世界観を反映した異民族認識とは大きく異なっている。その冒頭に挙げられるのが儂（人）である。

儂人の活動の舞台となった北部山地には、東南アジア大陸部山地世界の他地域と同様、多様な言語、文化背景、産業形態の民族集団が山頂部、山腹部、盆地・河谷平野部のそれぞれに高度差に応じた棲み分けを行いながら生活を営んでいると説明される。北部山地で見られる典型的な棲み分けは、山頂部にヤオ・ミャオ語系、山腹部にモン・クメール語系、平地部にタイ語系というパターンである。彼らのうち、ヤオ・ミャオ系の高地民は比較的最近（近二、三百年）の移住者であり、「表2」では⑥の蛮人七族と総称された移動焼畑耕作を行う（刀耕火耨遷徙不常）集団に相当する。スコットの言う国家支配を拒絶する山地民も主には彼ら高地民を想定している。他方、タイ系住民が灌漑水稲稲作技術とともに盆地底面に定着するのが一般的になったのは、一千年紀から二千年紀の変わり目の前後とされている。タイ系住民は、森林産物の交易などでは低地の京人と山頂、山腹の民との仲介者との役割を果たすという戦略的な立場にあり「Michaud 2007:34」、前章で検討したベトナム王朝が認識していた蛮獠というのも大部分はタイ系集団であったと考えられる（右のような社会空間の構成は認識していなかっただろうが）。

儂人もタイ系であるが、当初より北部山地の平地部を占めていた主要集団ではない。現在越北地方と呼ばれる中国雲南東部と広西と境界を接する地域の主なタイ系住民は現在の民族区分でいうとタイー族及び儂人と同一視されるヌン族であるが、ベトナム民族学においては、中国の^{チン}壮族も含め、もともと一つのタイ系民族集団（古タイ族）であり、一世紀の儂智高の王国崩壊後、ベトナム側に居住しベトナムの影響を強く受けた集団がタイー族（植民地期まではトー（土）と呼ばれた）となり、中国側に残り漢化が進んだ集団（壮・ヌン）の内、後からベトナム側に移住した者がヌン族となったと説明されてきた【L&Däng, 1968】。

表2 『見聞小録』 卷六邦域中の種人に関する記述
 (ハンナム研究院蔵 V H v 111111本 (三九一四一葉) を底本とし *Le Quy Đôn nguyên tập tập 5 Kiến Văn Triều Lục* (Nxb. Giáo Dục, 2009) 所収影印により補訂)

⑨	咤聚	亦受兵役。
⑧	獾猯	亦如獾猯種、但好服斑爛赤白之衣。其娶妻以遊市日有說意者即歸取居數月始聘之。有大故者即使婦人昇葬不問何所、次日種大芭蕉樹於庭聚哭相率埋之、又次日取生羊一隻繫堂內、又聚哭尽哀宰羊共啖以爲除服。亦善鼻飲。從來散居聚龍社
⑦	舍外	男子長髮衣大袖藍白衣、婦人藍深衣無領緣短裙椎髻。舊多居保樂州平地與民間同居。善射弩箭。
⑥	蠻人七族	山庄・山子・高蘭三族、青蘭旋・大袖衣或白衣長髮椎髻、山蠻・山半・山貓三族亦然、漢文・保全二族髡髮布束花布巾青衣短裙。皆居大山林、刀耕火耨遷徙不常。供納季稅。善弩箭。諸鎮皆有之。
⑤	吳岸	始自廣西田州而來。男子雜髮短衣圓領、婦人短衣椎髻。多居保樂・渭川・大蠻等州、高・諒・興亦有之。耕作商賈、受所在徭役。勇健善水、慣掉獨木船、備載客貨。粗飲大嚼、不知禮法。
④	造	皆廣南(西)・開化等府與富州土人。常以歲八九月合夥齋銀、來聚龍各村買木綿粒、治作滿貯、待臘節擔回內地。其來者或五六十人或百餘人、無本者亦時劫行棧。飲食不擇、衣服不洗。乙未年、黃文桐從役送星廠、曾察爲兵、給每率七兩、取得七百一人、三月初放遣。
③	貨嘴	皆湖廣人、識金銀銅鐵氣。到處結夥、伴開庸店、鑿鐵煮鐵。終歲服勤。袍衫剃髮如北國。無携家小、居處整潔。時常往返、所得銀貨回。其居聚龍銅廠約三四千人。太・諒・興皆有之。又有潮州一種鑛徒、亦善開作、而性貪悍、好爭奪仇殺、太原最多、宣光無之。
②	黃齒	多向武州人、好染齒、穿山涉水、甚捷。性悍無類、不治生業、只好標掠、從前爲匪、常乘虛掩襲、偷營劫寨、土官每驅斥、不使居住。
①	儂	皆內地小鎮安・歸順・龍州・田州・富州・太平・雷・泗城・向武等十二土州人。漂居本國、耕作樹藝、同受賦役。青衣短制、剃髮白齒。有來寓已數世者、改從南俗。土官常有許他田一二爲口分、使受兵率。諒・太・高平皆有之。小鎮安人最純質、田・富二州人多頑悍、歸順人多奸狡。

このような政治的国境と民族境界を重ね合わせるナシヨナリスティックな見方に対し、諒山^{ラウソン}地方のタイ・ヌン社会を分析した伊藤正子は、移住時点での社会環境条件の差異を重視し、両者とも中国からの移住者であるが、先住集団である「土着の人」(ト)と、後から移住したため、小作人となるか条件の悪い土地を耕作することになった「新参者」(ヌン)との対立構図が、近代的民族概念のもたらされた植民地期以降に民族カテゴリーとして定着していったとする「伊藤二〇〇三」⁽¹³⁾。ただ、歴史上に現れる農人の問題を考える場合、いずれの見方でも、中国側史料にも農人として記録される集団が存在することを無視しており、中国の農人(布農とも呼ばれ壮族の支系とされる)とベトナムのヌンを関連づける壮族研究の動向「塚田二〇〇六、范・劉等二〇一五など」との整合が問題となる。くわえて、こうしたヌン族の民族形成史の文脈においては、越境移住は断続的に継起する事象として捉えられており、移住時期やその背景に大きな関心は払われることがなかった。『見聞小録』についても、農人の移住が確認される最初期の史料として取り上げられるのみであり、移住の背景あるいはなぜ史料に農人が記録されるようになるのかということは検討されていない。そこでまずは、農人の越境が記される時代に定位し、農人が記録される中越双方の史料を検討した上で、ベトナム側で認識される農人がいかなる集団であったかを整理し、そこから越境者としての農人の実態についても明らかにしてゆきたい。

管見のかぎり、ベトナム王朝の年代記史料の中で、特定の異民族集団を指す言葉として初めて農人の語が用いられた例は、朝廷軍の討伐を受けた宣光の武氏一族の武公俊が雲南の土官の助けを得て反攻してきたという『大越史記全書続編』(以下、『続編』)中の一六八五(正和六)年正月〜六月条の記事である。

宣光の叛乱軍の將、武公俊が辺境を荒らす。これより先、公俊が雲南に逃げ込み、農姓の土官を頼り、土兵と農

人を糾合して、宣光・興化地方の辺境地域を襲い、辺境の民を騒がせた。そこで鎮守の阮公朝に命じて朝廷軍を率いて征討させた。

ここで農人という言葉は、ベトナム側の人間である武公俊配下の土兵と対比させる形で使われており、また、農姓の土官を頼ったことから考えて、農人は農姓土官配下の人々ということになる⁽¹⁴⁾。

他方、中国側の現存史料における農人という名称の初出は、景泰六（一四五四）年の序を持つ『雲南図経志書』と思われる。そこには、青衣を用いるという『見聞小録』の記事と共通する特徴とともに、農智高の子孫と伝えられることが記されている⁽¹⁵⁾。この記述は以降の中国の地方志などに引き継がれるが、『見聞小録』と同時代の地方志（乾隆『雲南通志』など）に直接継承される描写を提供したのは天啓五（一六二五）年編纂の『滇志』の記事である。

農人。その種族は広南府におり、その風俗は棘夷とほぼ同様である。その首長は農智高の末裔であり、配下の彝人はそれにちなんで農と呼ばれる。複層の家屋には椅子がなく、蓆を敷いて座り、梯子状の階段の下で靴を脱いでから家にかかる。犬や鼠を食べる。婦人は丈の短い服と、裾の長いスカートを身に着け、男子は青い模様の入った帽子をかぶり、身に着ける粗布は細い葛糸で織った布のようである。銃の扱いに秀でており、銃はベトナムから入手している。武器、防具を寝所でも手放さず、日々戦闘に明け暮れている。彼らは王弄山・教化三部長官司（引用者注―広南府の西に位置する開化府の土司管区）にもいるが、もとは広南からの流民である⁽¹⁶⁾。

ここでは農人の由来を、農智高の後裔の首長姓である農に因んでいる（農智高に因んでいるわけではない）と説明さ

れており、前掲ベトナム史料の記述とも符合する。

儂という集団名の由来及び意味については、タイ系言語で森林を表す *dong* (壮語では *don*) が訛化したものであり、木々に覆われた深山の居住空間に由来するという説も存在する [「農二〇〇六、范・劉等二〇一五・二六―二八」]。雲南東部とベトナムの境界地域に隴が付く地名が多く分布していることや、儂人の別称として隴人をあげる史料がある。「隴」(漢語 *long*) は漢字本来の意味では丘や畔など大地の隆起したところを指すが、儂人居住地域では森林の意味で解され、タイ系言語では頭子音の *d* 音と *l* 音は区別されない傾向があるので同じく *dong* の転訛と考えられ⁽¹⁷⁾ ことを考えても、儂人と森林とは歴史的に密接な関係を有していたといえる。

また、この史料の後段において、儂人が銃の扱いに優れた軍事集団であると記されているのが注目される。当時儂人が勇猛さと銃を扱う技術により半ば傭兵集団のような形で活躍していたことは他の地方志などでも確認できる。儂人が武器をベトナム側から入手したという記述とあわせて先のベトナム側年代記の史料を読み直せば、単に根拠地を逐われた武氏が単に中国側に逃げ込んで反転攻勢を期したというだけでなく、軍事力を通じた儂人と武氏政権との密接な関係が浮かび上がってくる。『見聞小録』(表2①)にも、「移住してすでに数世代経ち、ベトナム側の習俗に改めている者がおり、土官⁽¹⁹⁾が彼らに耕田を分給し、兵役を課している」とあるので、武氏政権時代から兵力として儂人が招来され、定住に及んでいたことが窺われる。「表2④」の造も、聚龍銅山を支配していた首長黃文桐に一人七両という高給で傭兵として雇われたとあり、活発な経済開発により生まれた富を巡って抗争が噴出していた当時の山地世界において、火器技術が儂人のような耕地に恵まれない地域の住民にとっての新たな生計手段となっていたことがわかる。そしてそうした人々が増加し、拡散することはさらなる社会流動を生むことを意味した。⁽²⁰⁾

他方で、ベトナム史料に現れる儂人が中国史料上の儂人と完全に合致するわけではない。儂の出身地について、



【地図】 ベトナム北部山地と中越境界地域（18世紀）

○：『見聞小録』に見える儂人の出身州（位置比定は譚其驥（主編）『中国歴史地図集』第8分冊 清時期（三聯書店、1992）に基づく）

≡：中越間の関所（三関） ※地図中の国境線は現在のもの

『見聞小録』にあげられる十二州のうち、州名が挙げられている九つの地名の位置については、小鎮安・帰順・（下）雷州・向武（鎮安府）、龍州・太平（太平府）・田州（思恩府）・富州（広南府）・泗城（泗城府）となり、龍州・太平などは西江右岸（以南）の現在の民族分類でいう壮族の優勢な地域であり、中原の人々から見て「猪獐」の住まう地であった⁽²¹⁾【地図】。地域的にみても、小鎮安の儂人に対する叙述をみても、先にみたような広南の戦闘能力に優れた儂人の姿はベトナム側史料に見える儂人の姿の一つの側面にすぎない。中国側史料において儂人はあくまで特定地域に居住する一地方集団という位置づけであるのに対し、ベトナム史料においては広範な地域的拡がりや強烈な存在感を放っている。ベトナム史料には国内に居住する民族名称として猪も獐も現れないが、そもそも広西で多数を占め、流動性が高い猪獐とされ

た人々がこの時期にベトナムに移住していないということはありえようか。実際には黎貴悼自身、獐と儂を同一視していたと思われる史料もあり、⁽²²⁾ベトナム側で儂人とされた人々の中には中国側で獐獐(特に獐)とされた人々も多く含まれていたと考えるべきであろう。そこで次にどうしてそのような状況が生じたのかを、ベトナム史料に見える具体的儂人の姿の検討を通して考察してゆく。

(2) 儂人の越境移住の実態とベトナム王朝の認識

『見聞小録』にも記されるように、これまでのヌン族の移住の文脈で強調されてきた開拓農民として以外にも、この時代の北部山地の経済開発に儂人が重要な役割を果たしていたことが同時代の史料から確認できる。その一例として、ハノイの政権において儂人が鉸山開発の労働力として注目されていることがわかる史料が、華人による野放図な開発に危機を抱いた廷臣裴仕暹による一七三一年の鄭王への啓文である。

裴仕暹は、まず当時の鉸山開発や森林産物採取の状況について、(A) 以前はベトナム国内の雇われ儂人と地方住民(本国他雇儂人と地方民)によって鉸山や山林の桂皮での採掘・採取が行われていた、(B) 近年、産量が増え専売法を施行すると、多くの現場監督官(看守、桂戸)は華人を集めて職務に当たらせ、ついには遠方の異類まで呼び寄せることとなった、(C) 登録された規定数を越えて多数の人々が集まり、時には華人が現場監督官となって山林を占拠し、儂人を従え、非法の限り(贗金武器密造、殺人誘拐など)を尽くしている、と説明する。こうした大規模開発が当該地域の治安を悪化させている現状を重く見た裴仕暹は、(D) 山地の資源は国家財政を助けるものだが実際に税として国庫に入るものには1%にも満たず、ほとんどは山師達の手に落ちるのであり、周辺の山地まで外国人労働者が埋め尽くしているような状況は僅かな利益に見合うものではない、(E) ましてや彼らは我々の族類ではない

ため、スパイや反乱の温床ともなるとして、(F) 新規開発の停止、外国人労働者の雇用禁止、華人の現場監督官の罷免、すでに三世代を経て戸籍登録されている場合を除き移民の定住禁止を實行しよう訴えた。⁽²³⁾

国内の華人の統制については、華人商人の居留区の設定や定住者の編籍、ベトナム習俗への改風など、一七世紀半ばから度々法令が出されているが低地ですら実効性に疑問符がつく中「蓮田二〇〇五・七九」、ハノイから遠く離れ、行政統治の制度的裏付けもない山岳地帯での華人の統制は現実的なものではなかったであろう。裴仕暹は本条を含め全十条に及ぶ直言を連ねたが鄭王の不興を買って失脚する（『統編』同年六・九月条）。あるいは利権の喪失を恐れた他の廷臣の画策もあったのかもしれない。いずれにせよ統制策は実施されることなく、裴仕暹が危惧した通り、沙人など中国側から武装した異類が到来跋扈し（注二〇参照）、華人労働者の数は膨れ上がって出身地集団間で闘争（械闘）が発生するようになる。一七六七（景興二八）年、北部山地最大の銀山であった送星銀山において大規模な械闘事件が発生するに及び裴仕暹の献言を再び取り上げた太原督同吳時仕の意見に従い、送星銀山に軍を派遣し、国俗に従い編籍を願う者のみを「本国化章農人」とともに採掘することを認め、その他の者は清側に送還することが決まるが、進軍途中で鄭王が薨去したこともあり華人の排除は沙汰やみとなった（『統編』同年六月条）。その後一八世紀を通じて多数の華人労働者により開発が行われる状況に変わりはなかった。⁽²⁴⁾

ここで注目されるのは、農人が華人に先んじて鉞山労働者として開発に参加していた事実とともに、「外国（化外）客人」「外国異類」に対して「本国他雇農人／化章農人」というように農人がベトナムの住民であるとの認識が示されているという点である。⁽²⁵⁾ つまり、農人も土着の住民とは異なる外国（中国）からの移住者であるにもかかわらず、警戒すべき華人や新来の移住者と比べて、移住先での順応が進んでおり、それゆえに危険性が少ない（管理しやすい）存在とみなされていたということである。その背景には数世代前から移住してきてすでにベトナム側の（「キン

族の「ではない）習俗に同化し定着している者が多くいること（後述するように清朝支配下で政治的屬性を辯髪という形で身体化されるようになったことも大きな影響があった）、現地の土官と関係を結んでおり、土官を通じて一定の統制を及ぼすことが期待できたことが考えられる。海陸から多くの外国人が到来し、ハノイの王権に属すと考える空間に多くの「化外」を抱え込む状況が生まれると、第一章で見たような蛮獠（内なる他者）と化外（外在の他者）というカテゴリーのみではもはや十分ではなくなった。そこで黎朝はかつて蛮獠と呼んでいた在地首長支配下の住民を土民として編戸し、国内に居住する華人にも編戸の民となることを求める一方で、土着住民と華人・その他の異民族の間に位置する「比較的順応度の高い移住者」として儂人という新しいカテゴリーを創出したのである。

土官の側でも山地民勢力の圧迫や反乱勢力の活動により住民の統率能力の限界が露呈する中、代替労働力として儂人を必要としており、例えば紅河流域の水尾州の銅鉞山の開発を請け負った首長は開発労働力兼私兵集団として儂人を招集した。⁽²⁶⁾越境者自身にとっても、ベトナム側で「儂人となる」ことは時に戦略的な選択肢の一つとなりえたであろう。こうしたことが一八世紀の史料に儂人が多く記録される理由といえる。

このような新たに存在が認識された人々を明確に把握することは国境の維持のために政治的にも重要な課題であった。表2の各種人の記述では、生業や習俗に加えて、視覚的特徴、特に髪型と装束に関する記述が目立ち（傍線箇所）、髪型及び装束への言及がないのは九つの種の内、②黄鹵と④造のみである。視覚的特徴でもって集団間を区別することは一見当然のことのようであり、黎貴惇も参照していたと思われる中国の地方志などの非漢族に関する記述に共通するフォーマットの一つではあるが、近代国民国家の民族分類のように全ての国民を余さず分類することを目的とする民族識別事業とは異なり、分類行為そのものに必然的意味をもたない本書の記述において、それまでベトナム史料に見られなかったフォーマットを採用したことはそれ自体に意味があると解すべきである。

表2の種の説明は、宣光地方に関する記述中に登場するが、一六世紀以来、武氏政権が支配していた同地は武氏政権消滅後、清朝と黎朝の間の領土問題の最重要地域となった。特に当時アジア最大規模の生産量を誇っていたとされる聚龍銅山の帰属を巡っては、雍正年間に、両国の政府、地方官、土官を巻き込んだ大問題となった。その経緯は『鈴木一九七五、Langlet 1989』に詳しいので繰り返さないが、ここで重要なのは境界を争う際に清朝側が根拠としたのが、地方志の記述、税糧の納入先、そして住民の習俗であったという点である。清朝側は当地の住民は袖口を絞った服を着て、辮髪をしていると主張したが、黎朝側は、同地住民はみな本国の衣服を着て、髻を結っており、清側の官僚が根無し草の日雇いでいるだけの農人を清朝側の土着の編戸であると捻じ曲げて報告しているとして反論している（『史料旬刊』雍正安南勘界案「安南国来柬」天五八―五九）。このように、境界地域の住民がどのような習俗をしているかというのは領土問題に関わる重大事であった。特に農人のように、清側に根拠を持ち、辮髪の習慣に従いながらベトナム側に到来する人々は一步間違えば清朝側の領土主張の口実として利用されうる存在であった。黎朝の政権としてはこうした越境者（国境管理が限定的な状況において当事者に越境の認識があったかどうかは別に）の情報を明確にし、把握することは切実な課題であったのである。『見聞小録』に挙げられる種に中国側からの越境集団が多いのもこうした事情によるものと考えれば合点がいく。

以上のように、王朝の農人集団への認識は、中国史料に記される雲南東部の奥深い山岳地帯に居住する農人の越境移住に始まった。その後、経済開発や国境紛争により王朝の辺境地域への関心が高まる中、早くから移住が進み、現地土官とも一定の関係を結んでいることが多い農人に対して、他の越境集団と比べ定着性、順応性が高く、王朝支配に役立てることが可能な集団としての認識が強まっていった。それにより、種など中国史料で農人とみなされない越境者をも広く包含する集団カテゴリーとなっていくたのではないかと考えられる（黎貴惇が現地で得た情報に基

て著した『見聞小録』中に見える種人についても、後述する造のように、一部のヴァナキユラーな集団は儂人と見なされていた。前近代の中越間の国境紛争の歴史を在地のアクターの視点から分析したヴー・ドゥオン・ルアン [Vu 2016] は、現地の首長達の利害対立・調整が本質的に重要な役割を果たしていることを示しているが、一八世紀においては在地首長を含めた既存の政治権力から漏れ出た越境者達の存在が重要なアクターとして浮上し、国家は従来のような首長権力の把握だけでなく、境界を跨ぐ人々を認識する必要を生み出したのである。

三 税制に見る儂人の位置づけ

(1) 貢納から税へ

前章でみた政治的背景とともに、中越境界の山地空間の種人たちを見出だし識別した背景には、一七世紀後半以降の中越国境地域経済の活況が存在するのは疑いない。黎貴惇自身も種人の描写の後に、「これらの蛮族も国家の財政に寄与させることができる（此等蛮人亦可以佐国用）」と述べ、多様な税の説明を行い、山地住民を財源とすることへの強い関心を示している。時代が下って中部フエを都に史上初めて北部山地からメコンデルタに至る現ベトナムの国土に相当する領域を支配した一九世紀の阮朝についても、関津税（内国関税）に注目したり・タナ [Tan 2012] は、北部山地の河川交通の要所に関所が集中し、内国関税の比重が、海外貿易関税（港税）より圧倒的に高いことに注目し、トンキン湾の沿岸交易と結びついた北部山地の活発な経済活動が阮朝初期の国家財政を支えていたとする。また、一九世紀前半の阮朝の財政構造についてマクロ分析を行った多賀「近刊」は、阮朝初期に推進された銀納制においては、課税負担が銀建て人頭税を支払う非キン族に集中しており、広域流通に関わる華人とともに、中越境界に居

表3 宣興化各咤聚廊税例（『見聞小録』巻六、封域）

地域	課税対象	税項目	納入額
雲南	富州八寨軍	馬	1匹
興化	文盤州各咤廊	花殻生漆代納賦紙禮	銀4鎰3錢6分
		籬布賦紙	120尺
	水尾州各咤聚廊	花棉賦紙禮	42婁 = 代納銀8鎰4兩（毎婁2兩）
		賦紙禮	古錢221貫2陌48文
		籬布賦紙禮	860尺
		黄蠟賦紙禮	銀435鎰
		藤席鮮魚代納賦紙禮	銀1鎰7分
	托布賦紙禮	972尺	
宣光	陸安州各咤聚廊	賦紙禮	錢67貫6陌48文
	渭川州穆河總各咤廊	安龍江眞沙	銀1鎰2兩3錢
		賦并紙禮	古錢173貫8陌36文
		黄蠟賦并紙禮	銀230鎰4兩
	渭川州嘉祥總各咤廊	賦并禮	古錢14貫
銀額	(合計) 680鎰7錢3分 (6800.73兩)		
錢額	(合計) 476貫7陌32文		
布帛	(合計) 1952尺		

住し、銀へのアクセスの容易な山地民から銀を吸い上げる手段として銀納制が機能していたと指摘する。このように北部山地の経済活動への関心は、阮朝にも受け継がれ、当初、課税単位・納付物・課税額が不統一であった山地住民の諸税は、改土帰流を実施するなど北部山地に対する統治強化を進めた二代皇帝明命帝の下で整理されることになるが〔多賀（近刊）〕、本章では、『見聞小録』に加えて、『税例』という嘉隆期の税額を示した史料を分析することにより、国家が徴税行為を通じてどのように越境する農人集団を認識、把握しようとしていたのか、そして越境の実態が税制にどのように反映されているのかを検討する。

『見聞小録』には表2⑨の咤聚の税例として一六八九（正和一〇）年に宣光兼鎮官阮公朝が立案した「宣興化各咤聚廊税例（宣光・興化地方の各咤聚集落の税例）」（表3）を挙げている。宣光・興化地方を実質支配していた武氏政権崩壊後間もない時期の税例で、初期の山地への課税方式を知る上で貴重な記事である。これを見ると税例といっても生漆、黄蠟など各地の産物の貢納品のリストのようである。雲南富州八寨軍の馬のように

国境を越えた貢納を含めていることから、武氏政権時代の貢納慣例を継承したものである可能性も高いだろう（貢納する側にとつては貢納相手が変わつたにすぎない）。貨幣経済の浸透という意味では大部分が銀・銭で代納されたことも注目される。⁽²⁷⁾ いずれにせよ、この陀聚に対する税例は長続きしなかつたようで、黎貴惇は土官による隱匿や黎朝側有力者の私収を疑っている。⁽²⁸⁾

また、同箇所でも黎貴惇は北部山地における現行の税例について、土民傭銭と蛮人七族季銭があることを述べている。前者の傭銭は一七二三（保泰四）年に施行された租庸調法の下で丁毎に徴収されたもので季銭などを繰り込んだ事実上の人頭税で「藤原一九八六・四〇〇」⁽²⁹⁾、蛮人七族季銭は移動型焼畑耕作を行う高地民に対する人頭税のことである。税カテゴリーにおいて居住する生態環境が異なる両者を分けているのは合理的で当然のことといえるが、土官の支配下で定住し軍事負担も負う土民と、非定住社会を構成し、基本的には土官の支配にも服さない蛮人との間に明確な差異を設けている点は王朝が両者をどのように認識していたかを表しており興味深い。つまり、土民については実態はともあれ、低地で農業を行う京人の齊民を対象とした税体系（言い換えれば「負担と庇護の関係により構成される秩序」）の外縁に存在していたが、蛮人はその枠外に置かれていたのである。⁽³⁰⁾ この区別は、阮朝期には前者が正賦の一柱をなす丁賦、後者がそれ以外の雑賦に位置付けられる形でより明瞭化され、それぞれを負担する住民は実納民、別納民と呼び分けられた「嶋尾二〇〇一b・二七―二八」。農人も阮朝期は別納民の扱いであり、『全書』一七五二（景興一三）年秋七月の条には「徴外鎮農人七族税。毎年農人毎率六陌、七族每家一貫。又七族例有見屋、三年一期、每家銀二両。」とあり、蛮人七族の税とともに農人の税が定められたとしている。これからすると農人も蛮人七族同様、一般の賦役負担者のカテゴリーには入っていないかつたことになる。ただし、『見聞小録』には詳細な説明はないものの「受賦役」と書かれており、税と徭役義務を負う土民同様の扱いであるかのように書かれてい

表4—① 阮朝嘉隆期の北部ベトナムにおける非キン族への課税額と存欠（未徴収）額（多賀氏が『税例』に基づき作成した表〔多賀 近刊：表3〕を改変）

地域	課税対象	対象数	課税額	銀納額 (両)	銭納額 (貫)	存欠 銀額
山西	蠻人七族	5 灶半	每灶銀2 両	11		
安広	蠻人七族	183 灶	每灶銀4 両/錢1 貫	732	183	300
	北客	86 家	每家銀5 錢	43		
高平	北客（『備覧』：二十三廂市）	308 家	每家銀5 錢	154		54
	蠻人七族（『備覧』：二十二崗）	46 灶半	每灶銀2 両	93		93
	儂人内寨（『備覧』：十七寨）	57 家	每家銀2 両	114		114
	儂人外寨（『備覧』：十八寨）	122 家	每家銀1 両	122		122
	傭功輔導	78 人	每人銀1 両	78		92
	傭功儂人四州	28 人	每人銀5 錢	14		
		傭功大匠臨美儂人（『備覧』『地輿志』：六区臨儂人）	219 人	（合計銀3 匁）	30	
宣光	蠻人七族	255 灶半	每灶銀2 両	511		20
	蠻人七族	175 灶	每灶銀4 両	700		
	蠻人仙子・山莊・山蠻三族	24 灶半	每灶銀2 両	49		
	北客	296 人	每人銀5 錢	148		
太原	蠻人七族	75 灶	每灶銀4 両	300		380
	蠻人山苗族	114 灶	每灶稅錢2 貫		228	
	北客	138 家人	每家人錢1 貫		138	
諒山	儂人二十三寨（『備覧』：儂人白布各寨）	700 人	每人白布10 尺横8 寸 （1 尺 = 錢1 陌12 文で代納）		836.4	
	（『団城図』：儂人六十一寨市館）	573 人	每人銀1 両	573		676.5
	（『備覧』：儂人銀稅各寨）	267 人	每人銀5 錢	133.5		
	蠻人（『団城図』：七族三十崗）	102 灶	每灶銀2 両	204		282
	北客（『団城図』：四十五廂館）	321 家	每家銀1 両	321		20
		505 家	每家錢1 貫		505	
興化	蠻人七族	74 灶半	每灶銀4 両/錢1 貫	298	74.5	
	北客	120 家	每家錢1 貫		120	

『備覧』：『各鎮総社名備覧』／『団城図』：『諒山団城図』／『地輿志』：『皇朝一統地輿志』
存欠銀額は「阮朝硃本」嘉隆朝第7集59-65葉に基づく

表4—② 嘉隆期の
実納民数（『皇朝一
統地輿志』に基づく）

地域	丁数
山西	29304
安広	2043
高平	7383
宣光	2984
太原	5726
諒山	4931
興化	5353

表4—③ 1921年調査における民族別人口
（*Annuaire statistique de l'Indochine*, VI, (1913-1922), 1923,
pp.40-41 に基づき作成）

地域	土人	儂人	蛮人	北客(華人)	漢人(京人)	その他
山西	29000	0	3100	240	644200	-
安広	37100	30800	2500	4010	88900	4300
高平	59200	56600	6300	570	800	300
宣光	41200	13400	35700	1840	11800	4600
太原	38100	3500	11900	3240	48000	900
諒山	43700	47900	2200	1780	3000	-
興化	130500	4300	62700	1700	9700	25700

（表③の注記）※阮朝初期の民族名称と行政区画に基づき再構成した際の対応関係は以下の通り（両者は完全一致するものではない）

土人：Muong, Tho, Thai、儂人：Nung、蠻人：Man, Meo、北客：Chinois、漢人：Annamites
山西：Son-tay, Vinh-yen, Phu-tho、安広：Hai-ninh, Quang-yen、高平：Cao-bang、宣光：Tuyen-quang, Ha-giang、太原：Thai-nguyen, Bac-kan、諒山：Lang-son、興化：Lai-chau, Lao-kay, Son-la, Yen-bay

る。また阮朝明命期に山地住民に対する税額の整理を行った際には、「農人については焼畑を生業としており移動を繰り返して定住せず、土着の場合と比べて差があるので税額は半分にするべきである」との臣下の意見が出されている（『大南寔録正編』第二紀、巻七〇、第二四葉表、明命十一年二月）ように、焼畑耕作民と同じような認識を持たれている例もある。このような税法系上の農人の位置づけのゆれはどのように解釈すべきであろうか。その手がかりを得るために、次に『税例』を中心に分析を進める。

（2）『税例』に見る農人の位置づけ

ベトナムの「一統」を果たした阮朝嘉隆末年の全国の各種税額を記した『税例』については、すでに多賀「近刊」がこれを用いて、ベトナム北部の非キン族住民に対する課税規定を整理しているが、³¹⁾ここでは、明命期の税額整理以前の状況が窺える本史料の記載内容を、農人を中心とする山地住民の位置づけの変化を明らかにする材料として分析する。

分析にあたっては、多賀が『税例』に基づき非キン族の課税カテゴリーと税額を地方毎にまとめた表を作成しているので本稿でもこれを利用する。ただし、『税例』（極東学院A四八〇本）の一部には情報の欠落や混乱があるので、他の史料によつて補正し、一八一〇（嘉隆九）年の北城の税収報告（ベトナム国家第一公文書センター所蔵の阮朝行政文書コレクション「阮朝殊本」所収）に基づく未徴収銀（存欠銀）額を加えたものが「表4―①」である。また、『税例』の内容を含め、同時期の税例を載せる『皇朝一統地輿志』中の地方毎の実納民（土民）の丁数（『税例』には記載がない）を示したのが「表4―②」³²⁾である。さらに、参考として「表4―③」にフランスの植民地期にはじめて実施されたセンサスに基づく地方毎の民族別人口を一九世紀初頭の民族名称にあえてあてはめる形で示した。以下、

これら諸表に基づき考察を進める。

「表4—①」を見ると、農人の税額が記されている地方は高平、諒山の二鎮のみで、植民地期のセンサスでは多数の農（ヌン）人口を抱える安広や、一八世紀の史料に農人の存在が多く記録される宣光、太原、興化には農人への課税項目がないことが目を引くが、まずは諒山と高平の農人税額について見てゆく。

諒山については、同じ農人であっても集落（寨など）によって白布税と銀税との二種の課税形態が存在していたことがわかる。白布税は白布を現物納する代わりに銭による代納を許したものであり、銀税は一人毎の徴収額に一両と五銭とで差が設けられている。『備覧』には「漂流村落」が農人白布寨、あるいは硝場（硝石の生産者集落。農人かどうかは不明）となっているとの記述があり「桜井一九八七・三四八」、白布寨は、耕作者がいなくなった流散集落に成立した農人移住者の集落であることがわかる。彼らは通常の賦役を負担する正丁ではないため、白布物納（実際には代錢納）の義務を負う別納民として位置づけられたのであろう。

次に銀税について見る。白布税を課された集落が全て寨であるのに対し、銀税を課された集落単位は寨・市・館となっている。市及び館は交通路の要衝に成立した市鎮（商業集落）、宿場と考えられる。主に一八世紀の諒山の情報を載せる『諒山団城図』（極東学院A二二二〇本、里路、二〇〇二八葉）には諒山内の主要交通路の途上に「農客雑居」の庸（市と同様の商業集落）や屯（交通の要衝に置かれ、関所の機能をあわせ持った軍事拠点「岡田二〇二二・二〇二二四」）があり、宿場の経営や酒食の提供が行われていることが記されている（『皇越一統輿地志』巻一〇にも同様の記述がある[Vu 2014:38]）。このように中越境界で展開された経済活動の活発化の中で、農人が華人とともに域内に市鎮を形成していたことがわかり、銀税を課されたもののような集落の商業的性格によるものと考えられよう。こうした王朝史料に記録される定常的な交易拠点は、ローカルな定期市のネットワークに支えられ域内の物産

集散地ともなっていた（高平のタイ系住民の間では庸が転訛した *pho* の語は国際貿易拠点を指す言葉となっている [Nguyễn Thi Hải 2010:49]）。

ここで出てくる寨も市・館と同じカテゴリーに入っていることから考えて商業集落と推測される。この時期の史料に現れる寨は移住者により新規設立された集落を指すが、農人の移住集落（寨）の内、商業活動と密接に結びついた集落に対して市、館と同様の課税を実施し、それらの総称が『備覧』に見える農人銀税寨であると解釈できよう。⁽³³⁾自ら越境貿易を営み、タイ系言語も漢語も解する農人はローカルな商業圏と国境を跨ぐ商業圏を結びつけるのいうつつけの存在であり、鉱山開発などに沸く商業ブームを背景に多数の商業集落が成立していても不思議はない。⁽³⁴⁾

他方で、隣接する高平地域ではこのような区別はなく、全て銀納である。また、北客、蛮人の他に農人内寨、農人外寨、傭功輔導、傭功農人四州、傭功大匠隴美農人という五つのカテゴリーが存在しており、内寨・外寨の二つと頭傭功を冠する三つとの間に明瞭な区別が見られるのが特徴である。

まず寨について見ると、黎朝期の各種地図を載せる『洪徳版図』の「牧馬鎮営図」に、鎮城と思われる城郭の内部に一七の寨が書き込まれており、『備覧』に記載される内寨の数とも一致する。また、『皇越一統輿地志』（巻一〇、七三葉裏）には鎮城の東にある市鎮の良馬庸の説明として「庸兩傍並唐人居稠密、肆列北貨發完、庸有西巡司馬良馬巡、坐収水陸公稅、庸頭有市、隔日一番、京土客僮、聚會商賈」とある。こうしたことを考慮すれば、内寨は鎮城内に成立していた農人の商業集落であり、家当たり二兩の銀税を支払う能力があるとみなされた商家が存在していたということになる。とすれば外寨についても、鎮城外にあつて、諒山の場合と同様に交通路沿いで商業活動を行っていた農人集落であると推測されるだろう（税額が内寨の半分の一兩というのも鎮の中心である鎮城とそれ以外での商業規模の差異を反映していると考えられる。諒山の銀税額の差異も同様に説明できる）。

他方、傭功の語を冠する三つのカテゴリーは何であろうか。『地輿志』では傭功税が項目として立てられ、その割注の形で輔導、農人、傭功六区隴の各人数と税額が記されている。ベトナム史料において傭功の語は傭工と置換可能な語であり「[三]片倉一九八七・三三三、注四」、ここでは賃金労働(者)の意味で使われていると考えられる。彼らはどうのような労働に従事した集団であったのかといえ、前章での一八世紀のベトナム史料に見られる農人の分析をふまえると、鉞山開発や肉桂など森林産物の採取とするのもっとも蓋然性が高い推測となるだろう。⁽³⁵⁾

輔導については『大南実録正編』第二紀、卷八七(明命一三年一二月条)に「改高平農人為土人。高平属轄四州民有旧名輔導者、經準部議改名農人。其民以農乃清国流人、請賜他名以別之。省臣以奏。帝曰『此亦變夷婦夏之一機也』。乃準改称土人仍旧供輸銀税。」とある。高平の四州に居住する輔導集団が、農人と改称されたことをよしとせず、土人と改称されることを願ったことから、地方官の間では農人の一種とみなされていたことがわかる。輔導(漢越音 *phui diao*) の *phui* はタイ系言語で「人」を表すので、輔導は「*diao* 人」という意味となり、『見聞小録』中の、雲南東部の土人で聚龍銅山周辺に綿花を買い付けに来るといふ「造(造)」との関連が強く示唆される。この輔導集団が居住する四州(後の傭功農人四州にも用いられる)とは高平に置かれた上琅・下琅・石林・広淵の四州を指しており、各州の藩臣(土官)を通じて支配される領域である。⁽³⁶⁾

残る、傭功大匠隴美農人の「大匠」については、他の史料に見える「六区」の誤写と考えてよいであろう(美は不明)。六区については、『洪徳版図』『高平府之図』に西北方の中国帰順州との境界に「六区」の地名が見え、さらに一八一〇(嘉隆九)年の序を持つ地誌『高平実録』(極東学院A一二九写本)には次の記述がある。

石林州六区民、区隴地分、両辺石嶺、村居其間、而無溪水、每架棲下数丈深穴、以竹筒盛水上来、人与畜飲之、以織席爲業。(疆界風俗の条 第五三葉裏)

ここから六区隴とは高平西北の石林州地分に属する中越境界の石灰岩の山に覆われた地域であることと、灌漑水田を行う小溪もない土地に住む住民は、席製作など非農業活動むじょうによって生計を立てていたことがわかる。

このような生態環境や隴を地名とする慣行は、第二章で見た中国側の農人社会と共通するものであり、六区は移住者集落の土地というよりは、国境を越えて滲出して農人空間の一部と表現した方が正確であろう。比較的国境管理が厳格であった諒山の三関と異なり、百隘と称される多数の関所がありつつも、実態として無数の山間隘路を把握することは不可能であった高平の現地住民にとって国境は有名無実であったと考えられる。⁽³⁷⁾ 藩臣管轄下の四州の農人とは別にカテゴリーが立てられて税額も異なっている（六区隴のみ地域全体で一つの課税単位を構成する）のは、こうした六区隴の特殊性を反映しているのである（前章で取り上げた宣光の国境紛争における農人の例のように、高平以西の国境近辺ではむしろ一般的であったと思われるが）。そして六区隴の農人に傭功銀税が課されているのは、おそらく出稼ぎ労働の形で鉞山での採掘や森林産物採取に従事したり、越境交易を行う商人の荷夫となることで耕地に恵まれなくても現金収入を得るものが多かったからであろう。⁽³⁸⁾

以上、一九世紀初頭の徴税カテゴリーにおける農人の位置づけについて整理すると、諒山・高平地方における農人に対する課税は、大きく次の三つの種類に分けることができる。①移住者集落に課された白布税（実際には銭による代納、諒山のみ）、②商業集落に対する銀税（諒山・高平）、③賃金労働（傭功）に対して課された銀税（高平のみ）。このうち既存村落の流散により成立した①はにおいても、②③は一八世紀の商業ブームに由来する富に対する課税であり、農人がこの時期に活発化した経済活動において重要な役割を担っていたことが税制面からも裏付けられる。また、前節で述べたように農人には当初銭納税（人毎に六陌）が課されたはずであったのが、銀で徴収するようになったのは、北部山地で広く貨幣として流通していたことを前提として、商売にせよ賃金労働にせよ当時の北部山地に産

する富の象徴である銀を納めるという意味で白布税と同様に貢納の性格を残していたからではないだろうか。そこにはやはり華人の場合と同様に国外への銀資源流出を抑えるという機能が期待されたに違いない。農人への銀税が中国に接する諒山・高平に集中していることはその反映と言えるかもしれない。³⁹⁾ 他方、商業ブームとは直接の関わりのない、土官支配領域で小作人や私兵となった農人については、税制上は表に現れない透明な存在であった。

こうした複雑な税カテゴリーは、前世紀末の政治面での大きな変化や現地の経済活動や社会関係の実態に対応する形で設けられたもので、その時点では合理的であつても、社会経済動態の中長期の変化に耐えうる制度ではなかつたといえよう。「表4—①」の銀の未徴収額を見ると、実際には農人の銀税カテゴリーのほぼ全てが未徴収となつている。こうした脆弱な税制を問題視した明命帝は土民を除いた北部山地の非キン族に対する諸税を、民族集団別（農人・蛮人・清人）に税額を設定した銀建て人頭税の形に整理・一本化する。しかし、地域の実情を無視した機械的な制度改変は問題解決にはつながらなかつた。むしろ、実体を失っていたからこそ整理が可能であつたとも言えよう。前述の明命期における農人に関する情報の混乱がそれを裏付けている。農人の事例から見る限り、財政制度上、北部山地を「読み取り可能」にする明命帝の試みは当初から限界を露呈していたのである。⁴⁰⁾

おわりに

以上見てきたように、一七世紀以前のベトナム王朝国家において、国内に居住する異民族を区分して把握するといふ認識枠組みは基本的に存在せず、小中華思想に基づく自民族意識を反映する形で、低地のキン（京人）以外は基本的に全て「蛮獠」であつた。ただ相対的に国境観念が明確な中国と境を接する北方について、中国側の住民を化外

(外国)の人として区別がなされていた。一七世紀後半以降、中越間の境界権力が消滅し、王朝権力が中国(化外)から越境してくる人々の存在と向き合う必要が出てくる中、化外の集団の中での差異が「発見」され、農人には次第に比較的統御しやすい中国からの移住者集団という社会カテゴリーとしての意味が付与されていった。言わば「内なる化外」である。このように化外集団の区分から生まれた農人に対するイメージには京人が蛮獠に対して形成したような、自己の文明尺度に基づき野蛮視するような態度はほとんど見られない。

こうした中国からの越境者の存在はもう一つの差異化のプロセスを推し進めた。多数の越境集団が北部山地に浸透してゆく中で、土官の支配下にあり、これまで蛮獠と認識されていた山地の定住農耕民(盆地民)が土民(土人)という低地の齊民に準じるカテゴリーに再編されることとなったのである。こうした変化は、一義的にはデイヴィスが一九世紀に想定した王朝権力の伸張を原因とするものであるが、土官の支配に服さず(場合によっては土官権力を破壊し)、一所にとどまらずに活発な経済活動を行う越境集団の存在は、王朝権力に既存の秩序を維持する存在としての定着農耕民の重要性に気づかせ、同時に土官に王朝権力への依存を促した側面はあるといえよう(北部山地に構築が試みられた藩臣とその支配下の土民による辺防体制はその典型といえる)。その意味で、農人と土民という二つの集団カテゴリーの形成は、「華人の世紀」と呼ばれる商業ブームの時代における(華人だけではない)人間集団の移動の大きな波動とその影響を受けた境界地域の社会的流動性に起因するパラレルな現象であるといえよう。

このような土民と化外の間において土着性と他者性を併せ持った集団カテゴリーとしての性質は、あくまで徴税に代表される王朝の支配システムの中に存在するものであって、直接当事者の帰属意識に影響するものではない。他方で、伊藤が明らかにした諒山地方のタイ・スン社会の事例のように、王朝により設定された農と土のカテゴリーが地域社会内の社会関係に内在化され、近代のエスニシティ創出につながる場合もある。つまりは、王朝の民族認識と

民族集団の間には、越境行為が国家の認識に影響し、それが統治を通じて地域社会の文脈に還元されてゆくという相即的関係が成立していたといえ、そうした諸関係を明らかにすることは現代につながる民族意識を考える上でも非常に重要となる。今後もこのような視点から明命帝の改革期以降についても検討する必要がある。

また、本稿の考察はベトナム史料、中国史料という国家側の記録の分析により国家の異民族認識の変容を明らかにすることが目的であるため、ここから複雑な山地空間の動態をくみ取るのはおのずと限界がある。とはいえ、国家による眼差しの背後にある、国家による捕捉されない人々（スコットの言う「ゾミ」）の存在を合わせて考えれば、権力の層位が重なり合う山地空間における無秩序の中の秩序の一端が浮かび上がってくるのではないだろうか。その意味で本稿で十分に分析できなかったゾミに最も近い存在の「蛮人」についての検討も今後に残された課題である。

やや時代を先取りすることになるが、阮朝がフランスの保護国となり、軍管区とされた北部山地がフエを中心とする王朝行政システムから切り離され、徴税カテゴリーとしての枠組みが無意味化すると、農人集団への認識も一層希薄となる。二〇世紀初頭の地理教科書『南国地輿』では、農人を含め北部山地の各種人の「野蛮性」が強調されている。種の区分のみが残されたまま彼らは再び蛮獣の世界に戻されたのである。そうした中で近代的民族概念に基づく民族分類は、植民地主義者と共産主義者たちによって継承されてゆく。

農人に囲まれたバックボードで詠じられた冒頭の詩は、蛮獣の種達をベトナム民族に「回収」することを暗示していたと言つてあながち穿ちすぎとはいえないであろう。他方、ホー・チ・ミンら革命勢力が中越国境を利用して活動を続けたように、国境を跨ぐネットワークを形成することによって存在感を發揮していた農人集団の側からすれば、それは本来の意味での周縁化の始まりであった。

[注]

- (1) “Pác-Bộ hùng vĩ,” *Hồ Chí Minh nguyên tập*, Tập 1: Hà Nội: Nhà xuất bản Sự thật, 1980, p.320.
- (2) 例えば、古田「一九九一」はベトナムの共產主義者達が周辺民族との関係の中でどのように「ベトナム民族」というネーションを構想していったのかを、伝統的な世界観（南国意識）からの変容過程として分析している。
- (3) 背景として、現在のエスニック集団を歴史的な存在として無限定に遡らせる傾向の強いベトナム国内の民族史研究に対し、海外の研究者の間で、アンダーソンが論じたような民族概念は近代の産物であるとする見方が強いことがあげられる。
- (4) 「交易の時代」論で有名なリードが、近代につながるポスト交易の時代として提唱した概念である [Reid 1997]。本稿が対象とするベトナム北部を含めた東南アジア近世論との関わりについては「蓮田二〇〇五」を参照。
- (5) 八尾「二〇一三」は、『刑律』を聖宗期「洪徳律」に基づくものであるとの通説をテキスト分析から明確に否定し、『国朝刑律』の内容は、一部後代の追加が明らかな章篇を除き、各王朝で継承されてきた律に依拠して作成された黎朝建国初期の律であるとする。本稿でも八尾説に従った上で、黎朝を通じて存在し続けた法理念を示すものとして考察の対象とする。
- (6) 片倉は蛮獠を化外と同じく外国人の呼称としているが「片倉一九八七・二五二」、『刑律』においても後述する通り化外・蛮獠は別の概念として用いられている。
- (7) ドウルスタルは本条の「民丁蛮獠」を「蛮獠の民丁」（蛮人居住地の民丁）というように解釈しているが [DeJoussal 1909:788]、他の条の蛮獠の用法を見ると、それ自体で異民族社会に属する人間を指す用語として使われており、氏の解釈には無理があると思われる。ここでは [Nguyễn&Ta 1987:v.1,48,v.2,125] に従って「民丁と蛮獠」と解釈した。
- (8) ベトナム史の枠組みを素描する史料集 [Dutton et al. 2012:137-138] は「一五世紀の民族間関係について、条文 E、F 及び前述の名例章第四〇条をあげ、前代までは異民族首長支配下で自己解決されていた問題が、中央集権的官僚制度が整えられた一五世紀のベトナムにおいては王朝の法支配の対象となったとするが、八尾説に基づく『刑律』の成立時期（聖宗の政治改革以前）や聖宗の改革後も土官による間接統治が維持されたこと（嶋尾一九八五）に照らして不正確な記述といえる。
- (9) 表 1 の蛮獠に言及する一〇条の多くは中国律に対応する条文が見られない。また『刑律』に影響を与えた唐律や明律には、『刑

律』のように国内異民族として蛮獠が言及される条文は存在しない。明律には蒙古人、色目人の婚姻について定めた条文があるが、明代（特にこの律が編まれた明代初期）における彼らの立場については、別論を要しよう。

- (10) ベトナムの編年史料にこのような「化外」の用例が出てくるのは管見のかぎり黎朝聖宗期（二四六〇―一四九七）からである（『全書』巻二二聖宗光順元（一四六〇）年一〇月一―二三日条）旨揮諸府路鎮州県官係在辺境、宜謹守閭隘、不得通同化外」、同巻一三聖宗洪徳一（一四八〇）年六月二五日条「化外頭目羅傳」、同八月条「化外思陵州」など。これら用例に見られるように、この時期に見られる化外の用法は空間を指す場合がほとんどである。黎聖宗は王朝支配領域内に一三承宣という行政区画を設置し、流官を派遣するなど中央集権化を進めたとして知られており、この時期の領域認識の変化にも注意する必要がある。聖宗は、辺境であつても自国の民やその財産に危害を加える者は厳しく取り締まるよう守臣に命じる勅を下すなど（『全書』巻二二聖宗光順八（一四六七）年五月条）、国境内外に住む人々に対する認識を明確に区別していたことがわかる。
- (11) 大越の積年のライバルであり、文化的影響も強かったチャンパーは例外で、チャム人を指す占人が史料に頻出する。ただし、北の中国の支配領域のような化外の用法は見当たらない。
- (12) 種人という表現も一八世紀以前の史料には見いだせない。一八世紀の史料には他に族類という表現も現れる。清朝治下の西南中国でも、非漢族地域に王朝官僚による行政圏が拡大し、経済開発に起因する民族集団間の軋轢などが顕在化する中、図説資料の編纂など非漢族集団（種人）についての情報が収集され、出版されるようになっており「武内二〇〇五」、黎貴惇もそうしたものを参照していた可能性もあるだろう。なお、植民地期以降の民族意識の高まりの中でも、過渡的な概念として血統に基づく（と考えられた）非キン族を含む民族集団に対して「種（族）」という言葉が用いられた（今井二〇一〇）。
- (13) これはあくまで諒山において成立する話で、高平北部のようなヌンの集住地域の事例には別の説明が必要となる。
- (14) 広南府では一六六一年に流官が置かれた後も、農姓土官が広南土同知、富州土知州職を受けた（乾隆『雲南通志』巻四）。
- (15) 『雲南図経志書』巻三広南府風俗条（北京大学図書館本）「俗類百夷（其地多儂人世傳以爲儂智高之後、男子束髮于頂、多服青衣、下裙曳地、賤者掩脛而已。婦人散縮絲髻跣足、裙帶垂後皆戴尖頂大笠、習俗儉約大率與百夷同、疾病不服藥、惟務祭鬼而已）。醢鼠捕蟲（儂人飲食無美味、嘗醢鼯鼠、捕飛蟲而噉之）」。
- (16) 『天啓 演志』巻三〇羈縻志種人、儂人（北京大学図書館本）「儂人。其種在廣南。習俗大略與獠夷同。其長爲儂智高裔、部夷

因號爲農。樓居無几・凳、席地而坐、脫履梯下而後登。甘犬嗜鼠。婦人衣短衣長裙、男子首裹青花帨、衣粗布如絨。長技在銃、蓋得之交阼者。刀盾槍甲寢處不離、日事戰鬪。王弄山・教化三部亦有之、蓋廣南之流也。」

- (17) ベトナムでも漢越語の *lung* (隴) は盆地や谷底など山間の平地部を指し、ベトナム史料では「林隴」という表現が頻出し、奥深い山林の意味で用いられる。

- (18) 蒙自県の土司一族の内紛際に援軍として呼ばれた農人がそのまま居着いた例もある(康熙『蒙自県志』卷三、土官附葬族)。

- (19) タイ系諸民族の伝統的政治体系としてバーン・ムオン制と呼ばれる重層的な政治構造が知られており、これは山間盆地や河谷平野を中心に複数のバーン(集落)を内包するムオン政体を世襲首長が統治するというものである。時に複数のムオンをまとめ上げるムオンが出現し、入れ子状に大小様々なムオンがゆるやかに結びつくムオン連合体が形成された。宣光にも麻氏や黄氏といった世襲首長が存在しており、武氏政権の崩壊のきっかけを作ったのも支配下の麻氏の離反であった。ハノイの朝廷はこうした世襲首長に対し、果たすべき役割や管轄領域のレベルに応じて藩臣・輔導・土酋などの称号を与え山地の間接統治を試みた〔C. 嶋尾一九八五、岡田二〇一七〕。

- (20) 北部山地においては一八世紀以降、マスケット銃が広範に使用されたことが史料上確認できる。狩猟や害獣からの自衛のため弩弓が使用していた山地住民の身体技術は小銃射撃にも活かされた〔岡田二〇一六〕。とりわけ耕地の少ない急峻な山並が連なる中越境界地域の住民は、地形を利用した飛び道具の使用に習熟していたと考えられる。『皇清職貢図』卷一にはベトナム側の聚龍銅山周辺で对中国境警備にあたる「安南国獠人」の銃を構えた姿が描写されている(表二⑧の獠猓と対応)。「范・劉等二〇一五・一〇」は獠人を、現在中国では壮族の支系、ベトナムでは公定民族の一つとなっているラ基／ラーチー族と同定する)。他にも農人と同じく広南府に多く居住する沙人(ベトナム史料では極徒などと記される)は農人よりも剽悍で知られ、紅河の中越境界地域に拠点を構えた首長牟揚・牟長の勢力は中越双方の土官に恐れられる存在であり(『黎朝名臣章疏』ホーチミン南部社会科学院社会科学図書館蔵本、景興三(一七四二)年二月二〇日文廷胤「陳措置辺防疏」など)、当時の山地民の軍事力は非常に強大であったことがわかる。

- (21) 一般に獠は瑶族、獞は壮族にあたりとされているが、山崎〔二〇一一〕は、明代広西の史料に現れる「獠獞」を、流官、土官いずれの支配にも服さない存在として表象化された一種の社会カテゴリーとして分析している。山崎によれば、その位置づ

けゆえ、猪獠が地方志などに記述されるのは土官権力が存在せず他方漢化も未だ貫徹していない広西東部であり、儂人出身州が含まれる広西西部において土官支配に服する住民は土人あるいは土民と呼ばれ王朝の良民の一端を構成したという。筆者も本稿執筆にあたり、この論考に大きな示唆を受けている。

(22) 『芸基類語』卷三、区字、一〇〇a、落款題圖玉醜魏梅川舟氏稿「上国広西省多溪洞蛮獠雜居儂農間出沿辺西北一带連接本国土州之民与諒山・高平風俗不異声音略同。」続けて載せる「重修鎮南大関記」には「広西越在南服重山密箐猪獠叢雜」とある。(テキストは *Le Quy Đôn nguyên tập tập 6 Văn Đại Loại Ngự, NXb Giáo Duc, 2009* 所収影印に従う)

(23) 『故黎名臣奏啓』(注二一)の『黎朝名臣章疏』と合綴)永慶參(一七三二)年六月二十日、太常寺卿裴仕暹謹啓為陳言事。(二五)二七葉)「一、國家於化外客人處置有方。插住有所未嘗縱其與民雜處也。(A)従前、土産諸場及山林桂皮竝著本國他雇儂人與地方民開掘採取。(B)遞來場廠盛開、權法初立、許多看守及桂戸人集外國客人以充公役、遂致遠來異類。(C)多於原簿丁民一廠備夫或以萬計、一團桂守千百爲群。或以客人自充看守與桂戸假託威勢、包占山林、分布儂人、隨方結聚多少、深山遂洞到處分居。(中略)客人の無法な行状を列挙)(D)且以山林土産、固國用之所資、然其間所得供國課者百分不及其一、而盡總于僥倖之徒、至其散于外來之客者又不知其幾千萬倍、顧使山林之險易、道路之紆徑、峯岳之阻隘、岩崗之幽深、盡爲外人之所通透依據、則些少所得、豈足以償。(E)況非我族類、其心必異。彼條往忽來之輩、寧知其不通間牒之謀。散居分處之徒、寧知其不蓄窺覷之志。(F)係每場廠土産尚希稅例頗多者竝應撤罷、其土産稅例已成者方許依旧掘採。仍申飭該員嚴禁看守、只許招集本國人以通備、其外國人不得容受給役。違者看守以斬論罪、該員亦有重論。其桂戸係客人者並應停罷勒回、付下地方官送各社民。係外國人始來住寓、非經三世著簿者不得留住內地分。若視常容縱社長定論處斬。如此族類分明内外有限、而無雜揉之足慮。此謂別族類以杜窺伺者。」

(24) 一七七五年にも再び大規模な械闘事件が発生し、ハノイから鎮圧軍が派遣され、多くの労働者が清側に逃げ帰る事件が起きるが、一七八九年にはハノイを奪取した西山阮氏を討伐するために清朝から遠征軍が送られた時点においても依然数万人の華人労働者が働いていた(鈴木一九七五・四三二―四三四)。

(25) 『統編』や『欽定越史通鑑綱目』においては、裴仕暹の献言の「他雇儂人」の代わりに「化草儂人」が用いられているが、『綱目』謹注も化草が何を意味するか不明としている(二七六七(景興二八)年正月条)。ただ、同謹注は草の字を「一作常」としている

る(異本が何かは不明)。もし「化常」が正しいとすれば、『見聞小録』に出てくる貨嗜(hoa thung)(表2③)と音通となり、湖広出身の鉞山採掘者集団を指す可能性がある。その場合は化常及び農人と解すべきである。『見聞小録』における貨嗜の記述においても、潮州の鉞徒に比べて、労働に勤勉であつてことが対比的に描かれている。黎貴惇にとつて辺境地域の住民が政治的なりスクとどのように関連するかが重要な関心事であつたことを示している。

(26) 『興化風土誌』水尾州(極東学院A九七四本、第一七一―八葉)「阮氏世爲輔導、兵置爲寧一號。自兵乱後、人民彫殘田野荒廢、香山・呈爛諸崗。前管招集青衣農人、墾田開鑿受稅、其酋長各帶農人与招集人築居、但狼野難馴、易於從亂。」

(27) 産物名の後につく賦紙札は黎明後期に各種札錢(徵收手数料)の名目で季税とともに率毎に徵收されていた人頭税の一種で、低地であれば錢で徵收される。これは本来、自ら貢納物を納付場所(この場合は鎮場か)に赴き納入せずに徵收を受けることによる手数料の意味合いを含むものである。こうした札錢は総称して七札錢とも呼ばれていた(『歷朝憲章類誌』国用志、卷三二、徵收之例、玄宗景治八年)〔三、藤原一九八六・四〇四、注二二〕。

(28) 『見聞小録』卷六、封域、第四五葉裏「自保泰壬寅以來、版曹止知有土民備錢及蛮人七族季錢、其咤聚付之不問。或爲土目隱占、或權貴私収、不入公帑。曾保樂州人言『有獮猯舍茹陋有各咤人二種散居各崗不入蛮人七族之例、輔導每夕役使歲収其稅一屋銀五兩』又見癸巳年、鎮官勛忠侯私簿獮猯常居雲光・安朝・康樂・安德・有永・安銘・百的・茂裔・粘山九社共四十五、各咤慣居安朗・有永・粘山・康樂・安樂・蒙恩・蒙安・茂裔・安銘・百的・清涼・棠蔭・樂土十三社共九十三崗一千五十九家、從來輔導俸求領、令旨在鎮官、每乞写応、仍給兵千人并四政農人舍外等字、蓋含私稅所得甚多。」

(29) 嶋尾「二〇〇一a・三二〇」は、水田耕作を行うタイ系民族の租税について、阮朝嘉隆期以前は産物税であつたとするがこのように正確ではない。『税例』四八葉にも「外六鎮竝每人年庸錢五陌三十文、緡一陌、調三陌、脚米一鉢。」とあり、明命期と同様に低地の一般正丁の半額負担を課していたことがわかる(『実録正編』第二紀、卷六〇、二七葉裏、明命一〇(一八二九年)七月「北城外六鎮土民丁税 每丁庸錢五陌三十文、緡錢一陌、調錢三陌、脚米一鉢」)。田租については、一八世紀の租庸調法下でも半額負担が定められていたようである(張国用「公暇記聞」極東学院A一二二〇本、制度、二九葉裏)。すなわち、一八世紀に齊民に準じて定められた土民に対する扱いの原則が明命期まで踏襲されたとみるべきである。

(30) このことは王朝が実態として土民の社会を把握していたということではない。表三に見える山地地域の登録丁数は、人口の

- 希薄さを考慮しても、なお圧倒的に少なく、在地首長が王朝に対して供出義務を負う人的資源の数を表しているに過ぎず、王朝権力との政治的距離が反映されたものである〔岡田二〇二一：一六〕。
- (31) 多賀は、本史料の末尾に嘉隆一四（一八一五）年の税收統計が載せられており、行政地名から見ても嘉隆末期の情報を反映しているとする。そこに付け加えれば、『皇朝一統地輿志（ハノイ国家図書館蔵R一六八四本）』にほぼ同内容の税例の記載があり、その冒頭には「通国租税（戸部本）嘉隆一三年甲戌冊」と書かれており、この年の税課と思われる。
- (32) 原表には高平鎮の税例がないが、これは史料原文における記載漏れであることが明らかなので、本表では内容から判断して該当部分を抽出、独立させた。
- (33) 紅河沿岸の交通拠点においても同様の商業集落としての寨の存在が確認できる（例えば、「阮朝硃本」明命朝第九集一五七葉、明命一八年一〇月一八日北城総鎮・戸曹謹奏、「文盤州の泮濠寨、慶安寨の二寨について」伊貳寨民居沿江一带無有田土、只以商売為業」とある）。桜井「一九八七」によれば、黎朝後期の低地においては権貴・高官・豪富がさかんに貧漂の民を招集し、荒土を開いて開設した庄寨が増加した。桜井は山地の庄寨もこれと同一視するが、山地の庄寨の多くは農人の移民集落であった可能性を考えるべきである。
- (34) 『簪曝雜記』卷四、緬甸安南出銀（『清代史料筆記叢刊』中華書局、一九八二年）「粵・閩二省用銀錢、悉海南諸番載來貿易者。滇邊外則有緬屬之大山廠、粵西邊外則有安南之宋星廠、銀礦皆極旺。而彼地人不習烹煉法、故聽中國人往採、彼特設官收稅而已。大山廠多江西・湖廣人、宋星廠多廣東人。（中略）宋星廠距余所守鎮安郡、僅六日程。鎮安土民最懦鈍無用矣、然一肩挑針線鞋布諸物往、輒倍獲而歸。其所得銀、皆制錫貫於手、以便攜帶、故鎮郡多錫銀、而其大夥多由太平府之龍州出口。」このように鉱山開発は境界地域の住民の越境交易を刺激した。本記事では正規の関所を通過しているとあるが、その背後に無数の非正規交易が存在したことは言うまでもない。
- (35) 官許を得て野生肉桂などの入手困難な特定産物採取に従事する職能者及びその労賃を指して傭功（あるいは傭工、雇工）の語を用いる場合（『大越史記全書統編』卷二、永盛一一（一七一五）年二〜三月、『欽定大南會典事例』卷四五、一〇葉、戸部・桂戸）などがある。後者については産物納入（土産採納）により税負担を追うため本事例にはあてはまらない。
- (36) 高平のタイ系社会においては、藩臣に任じられるような州レベルを統治する大首長は *quan chua*（管主）、^{クワン}^{チュア} 下位の総や社レベ

ルの領域を支配する首長は *quang miuong* (クワンムオン) と呼ばれ区別されていた。石林州は一八三五年に改土帰流により州レベルの首長支配が停止されるまで閉氏が世襲統治を行っていた【*Nguyễn Thi Hải 2010:46*】。

(37) この時期の中越間の国境管理の在り方については「蓮田二〇〇五、武内二〇一〇、Vu 2016」を参照。

(38) 阮朝期に作成された同地の農人集落の地簿(土地台帳)には、山麓荒間の土地柄で既存の行政村落のどこにも属しておらず、開墾と労働を行って銀税を納めていたため従来地簿がなかったとの申立てが載せられている。(高平處重慶府石林州華舖總陸村外隴村、明命一三年地簿(ベトナム国家第一公文書センター蔵、資料番号一九六)「愚村係是農人、投居陸區隴既經世代、因山麓荒間之處、不屬何社村地分、開耕食力、別納銀稅、原無地簿。」)

(39) 『大南実録正編』第一紀、卷二二、一一葉、嘉隆二(一八〇三)年九月条には、土官の太原宣慰使麻世固に清人・農人の銀税を監取させたとの記事があるのでこの時点で農人の税額が存在したのは間違いないが、その後、維持されず廃止されたと思われる。宣光でも黎貴惇の時代にすでに農人の税額(の一部)が失われたと記されている(『見聞小録』卷六封域、四三葉)。太原と宣光という大鉾山を抱え多くの農人が採掘に従事していた両地方において農人の税額が途絶えているのは偶然ではないと思われるが、現在判断する材料がないので後考に待ちたい。

(40) 一方、多賀は銀価高騰に伴う銀納制の動揺という文脈の中で明命期以降の北部山地の銀納人頭税の機能不全を捉えている。徴収システムの問題とあわせて今後検討してゆきたい。

〔参考文献〕(和文・中文は著者名五十音順、欧文・ベトナム語は著者名アルファベット順)

伊藤正子 二〇〇三『エスニシティ(創生)と国民国家ベトナム 中越国境地域タイ族・モン族の近代』三元社。

今井昭夫 二〇一〇『ベトナム・ナシヨナリズムにおける「民族」とネーション』久留島浩、趙景達(編)『国民国家の比較史』(人間文化叢書 ユーラシアと日本―交流と表象―)有志舎、一三七―一六〇頁。

岡田雅志 二〇一二『タイ族ムオン構造再考 一八一―一九世紀前半のベトナム、ムオン・ロー盆地社会の視点から』『東南アジア研究』五〇―一、三―三八頁。

- 二〇一四『越境するアイデンティティー—黒タイの移住の記憶をめぐる』(ブックレット《アジアを学ぼう》三三) 風響社。
- 二〇一六「山に生える銃—ベトナム北部山地から見る火器の世界史—」秋田茂・桃木至朗(編)『グローバルヒストリーと戦争』大阪大学出版会、一六五—一九〇頁。
- 桜井由躬雄 一九八七「十八世紀および十九世紀初頭紅河デルタにおける流散村落の研究」『ベトナム村落の形成—村落共有田—コンデイエン制の史的展開—』創文社、三三〇—三六〇頁(初出『東南アジア研究』二〇—二、一九八二年)。
- 嶋尾 稔 一九八五「ベトナム黎明と山地少数民族」一九八四年度東京大学文学部東洋史学科卒業論文、未公刊。
- 二〇〇一 a 「タイソン朝の成立」『岩波講座東南アジア史第四巻 東南アジア近世国家群の展開』岩波書店、二八七—三二二頁。
- 二〇〇一 b 「阮朝—「南北一家」の形成と相克—」『岩波講座東南アジア史第五巻 東南アジア世界の再編』岩波書店、二〇五—二二二頁。
- 鈴木中正 一九七五「黎朝後期の清との関係(二六八—一八〇四)」山本達郎(編)『ベトナム中国関係史 曲氏の擡頭から清仏戦争まで』山川出版社、四〇五—四九二頁。
- 多賀良寛 近刊「一九世紀ベトナムにおける租税銀納化の問題」『社会経済史学』八三(一)。
- 武内房司 二〇〇五『民族図説』の成立とその時代—九世紀初、伯麟・雲南種人図説—に見るシブソンパンナーの边疆風景「長谷川清・塚田誠之(編)『中国の民族表象—南部諸地域の人類学・歴史学研究』風響社、二九—五五頁。
- 二〇一〇「地方統治官と边疆行政—十九世紀前半期、中国雲南・ベトナム西北边疆社会を中心に—」山本英史(編)『近世の海域世界と地方統治(東アジア海域叢書—)』汲古書院、一七一—二〇一頁。
- 竹田竜児 一九六七「越南における会盟について」『史学』四〇(二・三)、一三五—一四六頁。
- 塚田誠之 二〇〇六「中国広西壮(チワン)族とベトナム・ムン族の民族間関係—文化の比較と交流を中心として—」国立民族学博物館調査報告』六三、一二九—一四七頁。
- 農 牧岡 二〇〇四「桂、滇壮族農、儂両姓群体不是外来者」『中国壮学』一、四〇四—四二二頁。

- 蓮田隆志 二〇〇五「華人の世紀」と近世北部ベトナム―一七七八年の越境事件を素材として『アジア民衆史研究』一〇、七六―九四頁。
- 范宏貴・劉志強等 二〇一五『中越跨境民族研究』北京、社会科学文献出版社。
- 藤原利一郎 一九八六「ヴェトナムにおける丁賦制の成立」『東南アジア史の研究』法蔵館、三八七―四〇五頁(初出『田村博士頌寿東洋史論叢』一九六八年)。
- 古田元夫 一九九二『ベトナム人共産主義者の民族政策史―革命の中のエスニシテイ―』大月書店。
- 桃木至朗 二〇一〇―一五世紀の対外関係と国家意識『中世大越国家の成立と変容』大阪大学出版会、一五七―二〇〇頁。
- 八尾隆生 二〇〇二「山の民と平野の民の歴史―一五世紀のベトナム―」『岩波講座東南アジア史第三卷 東南アジア近世の成立』、岩波書店、二〇五―二三一頁。
- 二〇一三「近代ベトナム法試論―『国朝刑律』再論―歴史評論』七五九、四六一―五九頁。
- 山崎 岳 二〇一〇「同化と異化―明代広西の『猿獠』と土官岑氏一族」『史林』九四(一)、三八―七五頁。
- Davis, Bradley C. 2015. "The Production of Peoples: Imperial Ethnography and the Changing Conception of Uplands Space in Nineteenth-Century Vietnam," *Asia Pacific Journal of Anthropology* 16-4, pp. 323-342.
- Deloustral, Raymond 1908-1913, 1919, 1922. "La Justice dans l'Ancien Annam, Traduction et commentaire du Code des Lê," *Bulletin de l'École française d'Extrême-Orient*, tome 8-13, 19, 22.
- Dutton, George E, Jayne S. Werner, and John K. 2012. *Sources of Vietnamese Tradition*, New York: Columbia University Press.
- Lã Văn Lô và Đặng Nghiêm Vạn 1968. *Sơ lược giới thiệu các nhóm dân tộc Tày, Nùng, Thái ở Việt Nam*, NXB. Khoa học xã hội. (『タノ十ノタイノスノ、タイノ各民族集団の紹介概要』)
- Langlet, Philippe 1989. "La frontière sino-vietnamienne du XVIII^e au XIX^e siècle," dans P. Blafont (ed.) *Les frontières du Vietnam*, Paris: l'Harmattan, pp. 70-80.
- Li, Tana 2012. "Between Mountains and the Sea: Trades in Early Nineteenth-Century Northern Vietnam," *Journal of Vietnamese Studies* 7 (2), pp. 67-86.

- Michaud, Jean 2007. 'Incidental' Ethnographers : French Catholic Mission on the Tonkin-Yunnan Frontier, 1880-1930, Leiden : Brill.
- Nguyễn Ngọc Huy & Tạ Văn Tài 1987. *The Lê Code : Law in Traditional Vietnam*, 3vols., Athens : Ohio University Press.
- Nguyễn Thị Hải 2010. "Vài nét về châu Thạch Lâm, tỉnh Cao Bằng thế kỷ XIX." *Nghiên cứu Lịch sử*, số 4 (408), tr. 45-58. (「一九世紀の高平省石林州に関する諸問題」)
- Reid, Anthony 1997. "Introduction", "A New Phase of Commercial Expansion is Southeast Asia, 1760-1840," in Anthony Reid ed.) *The Last Stand of Asian Autonomies : Responses to Modernity in the Diverse States of Southeast Asia and Korea, 1750-1900*, London : Macmillan Press, pp. 1-25, 57-81.
- Scott, James C. 2009. *The Art of not Being Governed: an Anarchist History of Upland Southeast Asia*, New Haven: Yale University Press. (邦訳ジエームス・C・スコット『ノン・ゴヴァーナー 脱国家の世界史』みすず書房、二〇一三年)
- Vũ Dương Luân 2014. "The Politics of Frontier Mining: Local Chieftains, Chinese Miners, and Upland Society in the Nòng Văn Vân Uprising in the Sino-Vietnamese Border Area, 1833-1835." *Cross-Currents: East Asian History and Culture Review*, 3 (2), pp. 31-58.
- 2016. "Contested Sovereignty: Local Politics and State Power in Territorial Conflicts on the Vietnam-China Border, 1650s-1880s." *Cross-Currents: East Asian History and Culture Review* (E-Journal), no. 20, pp. 40-74.

【付記】

本稿は科学研究費補助金(若手B、課題番号二六七七〇二四三)の助成を受けた研究成果である。

(文学研究科助教)

SUMMARY

Changing Images of Barbarians in Early Modern Vietnam and
Trans-border Migration:Discussion of the *Nông* People (農人) as both Subjects and Foreigners

Masashi OKADA

At present, 54 ethnic groups are officially classified in modern Vietnam encompassing a wide variety of languages and cultures. In northern Vietnam, the Đại Việt kingdom ever described people who lived in remote mountainous areas as barbarians (蠻獠), as culturally distinct from Vietnamese people (Kinh 京, which refers to the capital city of a kingdom), based on the Vietnamese version of Sinocentrism.

In contrast, pre-modern Southeast Asian states always exerted a great deal of effort to controlling people; thus, the expansion of these states drove them to amalgamate people in “frontier areas” as subjects. As a result, classification of people provided an attractive means for the state to produce subjects. In the language of James Scott, the expansion of a state involves enclosing people into the fiscally legible economy of wage labor as well as the sedentary agriculture of the state. By the 18th century, however, economies of frontier areas in southeast Asia had started to boom as a result of influx of Chinese immigrants, merchants, and the expansion of markets. Given this situation, how did the Southeast Asian states try to classify people and to make them “legible” at these new economic frontiers?

The aim of this paper is to examine how the pre-modern Vietnamese state reacted to this new economic situation and changed the way they classified people at their frontiers, with emphasis on the *Nông* people (農人). This group is regarded as the ancestors of the ethnic Nùng in modern Vietnam; previous studies have demonstrated that the *Nông* migrated from China between 200 to 300 years ago. This chronology is coincident with the economic expansion. This paper also clarifies the activities of local and more widely ranging actors in the region encompassing Southwestern China to the northern mountainous region of Vietnam, based on primary sources. The analysis presented here enables discussion of how the activities of local people and trans-border migration affected the classification and recognition of subjects by the state.